

エステティックサロン認証基準

第3部 運用規程

第4.6版



2019年8月1日

特定非営利活動法人 日本エステティック機構

【 目 次 】

第3部 エステティックサロン認証基準 運用規程

第1章	総則	4
第2章	申請	5
第3章	審査	9
第4章	認証	12
第5章	認証の維持	14
第6章	改善処置及び認証の停止・取消し	16
第7章	機密保持及び個人情報保護	18
第8章	費用	19
第9章	本規程の改訂	20
別紙1	エステティックサロン認証 審査員要件	21
別紙2	エステティックサロン認証制度 認証費用	22
別紙3	美容ライト脱毛サロンの申請要件	23
別紙4	本規程第六条第3項(エ)(オ)の対象となる資格及び証明書等	25
別紙5	本規程第二十七条第9項における更新審査の軽減事項	26

第1章 総則

(趣旨)

第一条 特定非営利活動法人 日本エステティック機構（以下、「当機構」という。）は、このエステティックサロン認証制度運用規程（以下、「運用規程」という。）を、エステティックサービスを利用する消費者利益の保護とエステティック産業の健全な発展を目的に策定し、エステティックサロン認証制度を円滑に運用するために必要な事項を定めるものである。

(認証の客観性)

第二条 当機構は、申請に対し明確な基準をもって中立かつ公平な立場で審査し、適合したものに「エステティックサロンの認証」（以下、「サロン認証」という。）を付与する。

(認証の種類)

第三条 当機構は、サロン認証においてエステティックサロン（以下、「サロン」という。）の営業形態に応じて「継続型サロン認証」と「非継続型サロン認証」の二種類を設けることとする。

(ア)「継続型サロン認証」

エステティックサービス提供の期間が1ヶ月（エステティックサービスを提供するために必要な商品について、1ヶ月を超えて使用する量を販売した場合には、エステティックサービス提供の期間が1ヶ月以下であっても、ここに含む）を超え、かつ契約金額が5万円（エステティックサービスを提供するに当たり販売した商品の金額を含む）を超える契約を締結する事業を営むサロンを対象とする。

(イ)「非継続型サロン認証」

継続型以外の事業を営むサロンを対象とする。但し、下記の①及び②を条件とする。

- ① 非継続型サロン認証を取得しようとするサロンは、申請時に第三条（ア）に係わる契約取引を行っておらず、また今後も同様のエステティックサービスの提供を行わない旨の誓約書を提出し、当機構による確認を受けるものとする。
- ② 非継続型サロン認証を取得したサロンは、第三条（ア）に係わる契約取引を行うことはできない。従って当該サロンが第三条（ア）の営業形態を取る場合は、非継続型サロン認証を当機構に返上し、新たに第三条（ア）の認証を取得しなければならない。

第2章 申請

(申請受付期間)

第四条 当機構は、サロン認証の申請について、受付期間を設けることとする。
なお受付期間については、随時応募要項にて公表するものとする。

(申請事業者要件)

第五条 次の要件を満たしている事業者は、サロン認証を申請することができる。

- (ア) 事業拠点が日本国内にあること
 - (イ) エステティックサービス事業を1年以上にわたり営んでいること
 - (ウ) 事業者の名称が、日本国内において、1年以上使用され運営が継続されていること
 - (エ) 独自に消費者相談担当者(窓口)を設け、また業界団体が開設している消費者相談窓口、及び運営するサロン所在地を管轄する消費生活センター等より当該サロンに対する消費生活相談内容に関する情報を定期的に収集し、サロン運営に反映させていること。
 - (オ) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第二条」に該当するいわゆる「性風俗関連特殊営業」の事業を営んでいないこと
 - (カ) 事業者の責任者または事業管理責任者は、当機構が主催する「経営者・管理者講習会」を受講し証明書を所持していること。
 - (キ) 申請の日前3年以内に次に掲げる事由に該当していないこと。
 - ①公序良俗に反する事業を行っている
 - ②反社会的勢力及び団体と関係を有している
 - ③解散又は破産している(民事再生法・会社更生法・特別清算等の適用会社を含む)
 - ④補助、補佐及び後見の宣告を受けている
 - ⑤「特定商取引に関する法律(以下、「特商法」という。)第四十六条及び四十七条」に基づき指示・停止命令がなされている
 - ⑥上記⑤以外に、事業の運営に関わり行政処分・違法行為をしている
 - ⑦当機構における認証判定委員会において不適合の判定を受け、その後も認証の取得ができないまま改善計画を実行していないサロンを運営している
 - ⑧第三十二条の規定に基づく認証取消処分を受けたサロンを運営している
2. 前項(キ)⑤、⑥、⑦、⑧を理由に申請が留保されている事業者は、前項(キ)⑤、⑥、⑦、⑧の理由となった事項に関する改善計画書を当機構に提出し認証判定委員会が実施する審査に合格した場合に限り、前項(キ)に定める期間を短縮してサロン認証の申請を行うことができ

る。但し、事業者がサロン認証の申請を行うことができる期間は認証判定委員会の審議にて決定する。

(申請の単位と対象)

第六条 サロン認証を希望して申請を行う事業者(以下、「申請事業者」という。)は、サロン単位¹で申請するものとする。

2. 例外として申請事業者自身が経営していないサロンであっても百貨店等から業務委託を受けて運営している者は、申請事業者となることができる。ただし、業務委託元事業者の審査協力の同意が必要となる。
3. サロン認証の申請対象となるサロン(以下、「申請サロン」という。)は、次の要件を満たしていること。
 - (ア) 申請事業者が申請サロンを1年以上継続して運営していること。
但し、申請時に当該事業者が継続してサロン認証を取得したサロンを運営している場合はこの限りではない。
 - (イ) 申請サロンの名称が、日本国内において1年以上使用され運営が継続されていること。
 - (ウ) 国内の関連法規に抵触するサービス及び施術を実施しないこと。
 - (エ) 申請サロンにて施術を行うエステティシヤンの半数以上が、別紙4に定める専門教育の修了証明を所持していること。
 - (オ) 申請サロンで施術を行うエステティシヤンで上記(エ)以外の者は、別紙4に定めるエステティックの衛生管理に関する講習を履修し証明書を所持していること。
 - (カ) 「美容ライト脱毛」^注を実施しているサロンにおいては別紙3の条件を満たしていること。
注：「美容ライト脱毛」とは、除毛・減毛を目的に皮膚に負担を与えず毛の幹細胞を破壊しない範囲で、エステティックサロンにおいて行われる光脱毛をいう。
 - (キ) 「美容ライト脱毛」のみを実施しているサロンにおいては、上記(カ)の要件を満たすことにより上記(エ)を免除する。
4. 前項(エ)の要件を達していないサロンであっても、認証申請日の翌年末日までに前項(エ)の要件を達成しうる実施計画書を提出することにより申請要件を満たしたものと認める。但し、当該サロンが上記期日までに合理的理由もなく前項(エ)の要件を満たしたことを報告しなかった場合

¹ サロン単位とは、原則的に消費者が見て単独と認識される店舗の単位をいう。

例外) 同じ敷地内(テナントであれば所在地が同じでかつ同フロア内、自社物件ならば同一物件内等)にあり、かつ責任者が同一である等同一の管理体制により営業されていると認められるサロンは、複数の屋号により営業している場合であっても1サロンとする。

は、本規程第 32 条を適用する。

(申請の条件)

第七条 申請事業者は申請に際し、第三十八条に定める申請費用を当機構に納入するものとする。

2. フランチャイジー（加盟店事業者）は、受審申請書にフランチャイザー（本部事業者）の所在も明記するものとする。

(申請書類)

第八条 申請事業者は、申請の際、次の（ア）～（ス）に定める申請書類、美容ライト脱毛を実施しているサロンは（ア）～（ス）に加え（セ）1～6の申請書類を提出するものとする。（既存の認証サロンが美容ライト脱毛を導入する場合は（セ）1～7を提出）

但し、第三条（イ）に定める非継続型のサロンを申請する事業者は、（シ）（ス）の書類を提出する必要はない。

- （ア） エステティックサロン認証受審申請書
- （イ） エステティックサロン認証申請誓約書
- （ウ） 施術内容に関する誓約書
- （エ） 申請サロンのエステティシャン名簿（合格番号等を記載）
- （オ） 第六条第 2 項（オ）に該当するエステティシャンの衛生管理教育の修了証明書のコピー
- （カ） 発行後 3 ヶ月以内の法人登記簿謄本（法人登記していない団体又は個人経営の場合は代表者の住民票）
- （キ） メニュー表及びパンフレット等の消費者配布資料
- （ク） 自社消費生活相談情報の提供についての同意書
- （ケ） 各申請サロンにおける直近 1 年間の相談件数及び内容に関する報告書
- （コ） 広告物（チラシ、フリーペーパー、ホームページ等）の直近 3 種類
- （サ） カウンセリングシート（コースカルテ）
- （シ） 概要書面及び契約書
- （ス） 契約の際、消費者に交付する説明確認等の書類（説明交付確認書）
- （セ） 1、美容ライト脱毛実施誓約書
2、美容ライト脱毛技術者名簿（技術者全員の当該資格証明のコピーを添付）
3、使用する美容ライト脱毛機器取扱説明書

- 4、使用する美容ライト脱毛機器の日本エステティック振興協議会
適合審査証明書のコピー
 - ※ 3、4はメーカーから取り寄せること
 - 5、美容ライト脱毛対応賠償責任保険チェックシート
 - 6、美容ライト脱毛注意事項・施術確認書
 - 7、美容ライト脱毛実施申請書（既存の認証サロンのみ）
2. 第六条第4項により、前項(エ)の提出に代わり、前項(エ)を達成しうる実施計画書を提出することができる。

（申請の受理）

第九条 当機構は、提出された申請書類に記載された内容を審査し、その申請を受理できると決定した場合には、受理通知を申請事業者へ通知する。

2. 当機構は、第1項に基づく受理通知をもって、本運用規程に基づく審査の実施について、申請事業者と当機構との間に合意が成立したものとみなす。
3. 美容ライト脱毛を実施しているサロンは、次の（ア）～（サ）の書類を提出し別途審査を受けることで、申請受理以前においても店頭において当機構が定めた「JEO美容ライト脱毛 エステティックサロン認証申請中」のステッカーを掲示することができる。

（ア）「ステッカー」使用申請書

（イ）エステティックサロン認証 受審申請書

（ウ）申請誓約書

（エ）施術内容に関する誓約書

（オ）法人登記簿謄本（個人の場合は住民票）

（カ）パンフレット等、消費者配布資料

（キ）直近の広告のコピー（自社ホームページのコピーでも可）

（ク）カウンセリングシート（コースカルテ）

（ケ）特定継続的役務契約書及び概要書面（いわゆる法定書面・継続型の場合）

（コ）美容ライト脱毛関連書類

1. 美容ライト脱毛実施誓約書

2. 技術者名簿（技術者全員の当該資格証明のコピーを添付）

3. 取り扱っている美容ライト脱毛機器の取扱説明書及び使用している適合審査機器の写真（正面及び適合シールのアップ）

4. 使用している機器の適合審査証明書のコピー

5. エステティック保険チェックシート

6. 美容ライト脱毛注意事項・施術確認書

（サ）経営者または管理者の「経営者・管理者講習会」受講修了証

4. 前項で実施される審査に合格した美容ライト脱毛を実施しているサロン（以

下「申請中掲示サロン」)は、当機構と「JEO美容ライト脱毛 エステティックサロン認証申請中ステッカー使用権許諾契約書」を締結し、同時にステッカー掲示費用として10,000円(税別)を当機構に支払うものとする。但し、ステッカー掲示費用は第三十八条に定められた申請費用に含まれるものとし、「申請中掲示サロン」が第三十八条の手続きを行った場合、「申請中掲示サロン」は第三十八条及び別紙2に定める申請費用からステッカー掲示費用を差し引いた額を支払うものとする。

5. 申請中掲示サロンは、当機構が定めるエステティックサロン認証基準及び同運用規程を準用し、同サロンが同基準及び同運用規程に抵触したと当機構が確認した場合は、当機構は同サロンのステッカーの使用の停止を指示し、その旨を公表する。

(申請内容の変更)

第十条 申請事業者は、申請から審査までの間に、第八条に定める申請書類に記載した内容に変更がある場合は、変更報告を速やかに書面にて当機構に提出するものとする。

2. 当機構は、第1項に基づく変更報告の書面提出を受けた際、その記載内容に問題があると判断した場合は、申請の受理を取り消すことができる。

(申請受理の取消等)

第十一条 当機構は、申請事業者及び申請サロンが申請後に第五条(キ)に掲げる事由に該当した場合、又は申請内容に虚偽があることが明らかになった場合は、該当の申請サロンに対する申請受理の取消、又は、該当の申請事業者が申請したすべてのサロンに対して、認証不可とする場合がある。

第3章 審査

(審査)

第十二条 当機構は第八条の申請書類を提出した申請事業者及び申請サロンについて、認証基準への適合性を確認するため、当機構が選任した審査員(以下、「審査員」という。)が以下の審査を実施する。

- (ア) 書類審査
- (イ) 事業者審査
- (ウ) サロン審査

(審査員要件)

第十三条 当機構審査員は、「別表1」に定められた審査員要件に適合するものとする。

(書類審査)

第十四条 当機構は、第八条に定める申請書類及びこれらに付随する資料の内容について審査員が審査を実施する。

(事業者審査)

第十五条 当機構は、申請受理決定後、事前に通知の上でサロンを運営する事業者に対する審査（以下、「事業者審査」という。）を実施する。

2. 申請事業者は、「エステティックサロン認証基準」に定められた文書（マニュアルや手順書等）及び審査に必要な書類（以下、「審査書類」という。）を提出するものとする。なお、すべての書類は読みやすい丁寧な文字で記載されていること。

3. 審査員は、審査日時を決定した上で申請事業者に事前に連絡し、原則として申請事業者の所在地にて、事業者に対する面接審査を実施する。

4. 現在認証サロンを運営している事業者が新規に追加のサロンを申請する場合、事業者審査を書類審査にて実施する。

但し、直近にて実施した事業者審査の結果と比較して審査書類の記載内容に変更があり、当該変更内容に起因し、現地審査が必要であると審査委員会が判断した場合は第3項により審査を実施する。

5. 事業者審査を実施する審査員は原則2名とする。

6. 申請事業者側の対応者は、代表権のある者である必要はないが、事業責任者とする。但し、必要に応じて当機構が代表者に審査への対応を求める場合がある。

7. 第三条（イ）で定める非継続型のサロンの申請事業者には、審査書類の提出を受けた上で電話によるヒアリング調査を実施する。また必要に応じて本社所在地に出向き審査を実施する。

8. 審査員が「エステティックサロン認証基準」の要求事項について不適合と判断した事項については、当機構は申請事業者に対して所定の「改善計画依頼兼改善計画書」を送付し、当機構が指定した期日までに改善計画を提出することとする。

9. 審査員は、第8項に基づいて提出された改善計画の内容を確認し、その計画や経過が不十分であると判断したときは、申請事業者に改善計画の再提出を求めることができる。

(サロン審査)

第十六条 当機構は、事業者審査を実施後、申請事業者に事前に通知の上、申請サロ

- ンの所在地に出向き審査（以下、「サロン審査」という。）を実施する。
2. 申請事業者が同じシステム²で運営する複数のサロンを同時に申請する場合は、無作為抽出による当該申請サロン数の 40%以上に対してサロン審査を実施する。サロン審査を実施したサロンにおいて重篤な指摘がなされた場合は、追加審査として全申請サロンに対してサロン審査を実施する。その際当該事業者は第四十条に定める追加審査費用を負担しなければならない。
 3. 第三条（イ）で定める「非継続型サロン」は原則として審査書類の提出を受けたうえで電話によるヒアリング調査を実施する。また必要に応じて当該申請サロンの所在地に出向きヒアリング調査を実施する。
 4. 申請事業者及び申請サロンは、サロン審査実施の際、審査員へ必要な次の（ア）～（ウ）について、便宜を図らなければならない。なお、（ア）～（ウ）が、申請事業者または申請サロンによって意図的に妨害されたと審査員が判断した場合は、審査員はその時点でサロン審査を打ち切ることができ、これにより当該申請サロンは、審査続行不能として認証審査対象から除外されることがある。
 - （ア）申請事業者及び申請サロンの業務関連施設への立入り
 - （イ）申請事業者及び申請サロン従業員に対する聴取
 - （ウ）申請事業者及び申請サロンの業務関連文書及び業務関連記録の閲覧
 5. 当機構は、事業者審査後、申請サロンの審査を実施する日時を選定し、事前に申請事業者へ書面にて通知する。
 6. 審査員は、認証基準で要求される事項の中で事業者審査にて確認されている事項を中心に、申請サロンがそれを実施しているか否かという観点から審査を実施する。
 7. 審査員は、サロン審査で確認した内容を指摘事項一覧表にまとめて申請事業者又は申請サロンに提示し、その内容について申請事業者又は申請サロンの責任者に同意を得なければならない。なお審査員が、サロン審査を実施した日に指摘事項一覧表をまとめられなかったときは、2週間以内に指摘事項一覧表を申請事業者に通知し、申請事業者から同意を得ることとする。
 8. 申請事業者は、同意した審査報告書において不適合を指摘された場合には、各不適合事項に対する改善計画を、当機構が指定した期日までに所定の「改善計画依頼兼改善計画書」に記載して提出するものとする。
 9. 審査員は、第 8 項に基づいて提出された改善計画の内容を確認し、その

² 同じシステムとは、本規程に定める各基準項目について契約書面をはじめとする書式類が統一され、同一の管理体制で運営されているサロンを言う。

計画や経過が不十分であると判断したときは、申請事業者に改善計画の再提出を求めることができる。

第4章 認 証

(認証)

第十七条 当機構に設置されている認証判定委員会は、審査委員会の審議を経て「審査経過報告及び上程報告書」を踏まえて判定を行う。

認証判定委員会において「認証付与」と判定されたものについては、第十五条第8項及び第十六条第8項に基づく改善計画書の内容及び実施状況が妥当であると判断されたものとし、その旨を通知する。「認証不可」と判定されたものについては、その理由を付して通知するものとする。

2. サロン審査をサンプル審査の方法で行った場合は、申請事業者の全申請サロンについて「認証付与」又は「認証不可」の一括判定を行うものとする。この場合において「認証不可」の判定の場合は、申請事業者は全サロンの審査を求めることができる。その際、申請事業者は第四十条に定める追加審査費用を負担しなければならない。

(エステティックサロン認証付与契約と認証マーク使用契約)

第十八条 当機構は、認証判定委員会において「認証付与」と判定されたサロンの申請事業者とエステティックサロン認証付与に関する契約及び当機構が保有する登録商標（認証マーク）の使用権の許諾に関する契約を締結するものとする。

2. 当機構は、第1項の契約を締結したサロンの申請事業者に対し、サロン認証を付与し、固有の認証番号を印字した認証書及び認証シールを発行する。
3. 当機構は、サロン認証を付与したサロン（以下、「認証サロン」という。）が、第1項で締結した契約の範囲内で「認証マーク」を事業活動に使用することを認める。
4. 認証サロンは当機構が発行した認証書及び認証シールを当該サロンの利用者が認識しやすい場所に必ず掲示しなければならない。
5. 申請事業者は、サロン認証の付与を受けるにあたり、第三十九条に定める認証費用を当機構に納入しなければならない。

(認証の有効期限)

第十九条 当機構は、認証の有効期限を認証発効日より3年間とする。なお、認証書、認証マーク、認証シールは、当該サロン認証の有効期間に限り当機構

より認証サロンを経営する事業者（以下、「認証事業者」という。）に対して貸与するものであり、これらの所有権は当機構に帰属するものとする。

（サロン認証の貸与等の禁止）

第二十条 認証サロン及び認証事業者は、認証シール、認証マーク及び認証書を認証サロン以外の営業施設での使用、又は他の事業者及びサロンの営業施設に貸与又は譲渡してはならない。

2. 当機構は、認証サロン及び認証事業者が第1項に違反した場合、直ちにサロン認証を停止又は取り消すことができる。

（認証サロンの公表）

第二十一条 当機構は、認証サロンの基本情報（サロン名や住所等）及び認証の返上、認証の失効、認証の停止、認証の取消に関する事項を、当機構の媒体（ホームページ等）により公表する。

（申請内容の変更）

第二十二条 認証事業者は、第八条（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）、（シ）、（ス）に定める申請書類その他当機構が指定する書類の内容に関して、変更があったときは、変更の報告を速やかに書面にて当機構へ提出するものとする。

2. 当機構は、提出された変更に関する内容等を確認し、変更報告の書面の受理或いは不受理を通知するものとする。なお、不受理の場合はその理由を付して通知するものとする。但し、経営者の変更、サロン所在地の変更等サロン運営に関わる重要事項に変更がある場合は、第二十八条の調査を行う場合がある。
3. すでに認証を付与されているサロンが、第六条（カ）に定める美容ライト脱毛をサロン内にて実施する場合は、第八条（セ）の書類を当機構に提出し、現地審査を受けなければならない。なお申請時に「別紙2」で定める追加費用を事前に収めなければならない。

（認証書等の再発行）

第二十三条 当機構は、第二十二条の変更の報告書面の提出を認証事業者から受け、かつ認証書等の再発行を求められたときは、その書面に記載された内容に問題がないことを判断した上で、再発行をする。なお、再発行に際して当該事業者は、「別紙2」に定める認証書再発行費用を当機構に納入するものとする。

(認証事業者からの報告)

第二十四条 認証事業者は、認証事業者及び認証サロンに対する消費生活相談内容（自社消費者相談窓口対応事例、管轄地域の消費生活相談センター対応事例、PIO-NET 情報 等）に関する所定の報告書及び内部監査に関する所定の報告書を毎年 1 回に当機構へ提出することとする。

2. 認証事業者は、認証の有効期限内に法令や認証基準に反する行為をしたとき、或いは認証サロン並びに認証事業者に対して行政機関より指導、勧告、命令、処分等が行われたときは、速やかに書面により報告をしなければならない。

第 5 章 認証の維持

(サーベイランス)

第二十五条 当機構は、認証サロンのサーベイランス（中間審査）として書類審査及びサロン審査を認証取得後、1 年毎に実施する。但し、当機構は、サーベイランスのうちサロン審査に限り、認証を取得した各年毎の認証サロンのうちから無作為抽出により選出された 5 %以上の認証サロンに対して実施する。

また、サーベイランスと更新審査とが重複する場合には更新審査のみを行うものとする。なお、サーベイランス及び更新審査の結果は認証判定委員会に報告する。

2. 実施に当たっては、当機構より認証事業者にサーベイランスの通知をする。認証事業者は、求めに応じ書類を当機構の定めた期日までに提出しなければならない。また、サロン審査が伴う場合は、認証事業者に事前に通知する。
3. サーベイランスで確認すべき第二十六条（ア）、（イ）に関して違反の事実が指摘された場合は、当該サロンの認証を一旦停止とする。当機構は、違反の事実につき追加審査した結果、必要に応じて当該認証事業者の運営する全認証サロンを対象としてサロン審査を実施することができるものとする。その際、認証事業者は第四十条に定める追加審査費用を負担しなければならない。

(サーベイランスでの確認事項)

第二十六条 当機構は、サーベイランスにおいて、次の（ア）、（イ）の事項について確認を行うこととする。

(ア) 認証基準の順守状況

(イ) 前回審査時の指摘事項に関する改善計画実施後の対応状況

(認証の更新)

第二十七条 サロン認証の更新を希望する認証事業者は、認証の更新に際して第十九条に定める有効期限前までに、更新審査を受けることとする。

2. 第三条（ア）で定める継続型認証サロンの場合、当機構は現地にて実施する事業者審査及び無作為抽出による各認証事業者の更新対象認証サロンの10%以上に対してサロン審査を実施する。なお、事業者審査を実施した事業者及びサロン審査を実施したサロンにおいて重篤な指摘がなされた場合は、当該サロンの認証を一旦停止とし、追加審査として当該認証事業者の運営する全認証サロンに対してサロン審査を実施する。その際認証事業者は、第四十条に定める追加審査費用を負担しなければならない。
3. 第三条（イ）で定める非継続型認証サロンの場合、当機構は事業者審査及びサロン審査を電話によるヒアリングにより実施する。また必要に応じて当該認証事業者及び認証サロンの所在地において審査を実施する。
4. サロン認証の更新を希望しない認証事業者は、有効期限の6ヶ月前までに、当機構に書面にてその旨申し出ることとする。
5. 当機構は、第4項の申出がない場合は、更新審査を実施する日の決定を行い、少なくとも更新審査実施予定日の1ヶ月前までに、書面にて通知するものとする。
6. 認証事業者は、当機構の定める審査書類に最新の内容を記載して指定された期日までに提出するものとする。指定期日までに審査書類の提出が完了しない場合、当該サロンは、更新審査対象から除外されることがある。
7. 認証事業者は、サロン認証の更新にあたり、第四十一条に定める更新費用を納入しなければならない。
8. 上記第2項及び第3項における事業者審査は、当該認証事業者に対する事業者審査が更新申請日の前々年までに実施されている場合は免除する。但し、第22条に定める当該事業者の申請内容に変更があり当機構が確認する必要があると認めた場合はこの限りではない。
9. 更新審査を過去2回受審し認証を継続しているサロンは、3回目以降の更新審査において、別紙5のとおり審査を軽減する。ただし、当機構が特にサロンの運営内容の確認が必要であると認めた場合はその限りではない。

第6章 改善処置及び認証の停止・取消し

（調査及び報告）

第二十八条 当機構は、認証制度の適正な運用のため、当機構が必要と判断した場合は、申請事業者及び認証事業者に対し認証基準の順守状況について報告を求めることができる。

2. 当機構は、第1項の報告を受け、必要があると認めた場合には、申請事業者及び認証事業者に対し現地調査の受け入れを求めることができる。
3. 申請事業者及び認証事業者は、当機構から第1項及び第2項の求めがあった場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（要請又は勧告）

第二十九条 当機構は、第二十八条の調査結果に基づき、認証制度の適正な運用のために必要と認められるときは、申請事業者及び認証事業者に対し、改善その他必要な措置を要請又は勧告を行うことがある。

（認証の返上）

第三十条 認証事業者が、認証の返上を申し出るときは、以下（ア）（イ）の書面を当機構に提出し当機構が確認した上で受理を行う。なお認証事業者はまず（ア）の書面を提出後1カ月以内に（イ）の書面を提出すること。

（ア）所定の返上届書

（イ）本規程第二十四条に従い記載した返上時までの報告書

2. 第1項に基づく返上の申し出があった場合は、当機構が認証サロンに対して付与した認証は、申し出日から効力を失うこととする。
3. 当機構は、認証事業者より第1項に基づく申し出を受けたときは、その旨を当機構の媒体（ホームページ等）を通じて公表する。
4. 第1項で定められた提出書類に不備または虚偽が発覚した場合、本規程第三十二条の規定を適用し、認証の返上以前に不備または虚偽とされる原因になった事象が発生したと合理的に推定される場合には、遡って認証返上の効力を停止したうえで、認証を取り消すことができる。

（認証の失効）

第三十一条 認証事業者が、認証の有効期間中に次の（ア）～（エ）に該当する場合は、当該事業者の運営する認証サロンの認証は失効する。

（ア）認証サロンを閉鎖した場合

（イ）所定の期間内に認証に関する費用を納めなかった場合

（ウ）解散又は破産申立の手続きを開始した場合（民事再生法・会社更

生法・特別清算等の適用会社を含む)

(エ) 補助、保佐及び後見の宣告を受けた場合

2. 第1項に基づき失効となった場合は、当機構が認証サロンに対して付与した認証は、当該事実の発生日から効力を失うこととする。
3. 当機構は、認証サロンが第1項に基づき失効となった場合は、その旨を当機構の媒体（ホームページ等）を通じて公表する。

(認証の停止・取消)

第三十二条 当機構は、認証事業者が次の（ア）～（カ）のいずれかに該当する場合は、当該事実の発生日より当該事業者の運営するすべての認証サロンの認証を一旦停止とし、認証判定委員会の決議により認証を取り消すことができる。

(ア) 特商法その他法令に違反する行為、及び本制度で定める順守すべき事項において重大な違反行為が認められた場合

(イ) 正当な理由なく第六条第4項を実施しなかった場合

(ウ) 第八条に定める申請書類の記載内容に虚偽があることが明らかになった場合

(エ) 正当な理由なく第二十四条の報告を行わなかった場合又は虚偽の報告をした場合

(オ) 正当な理由なく第二十八条の調査に応じない場合又は虚偽の報告をした場合

(カ) 正当な理由なく第二十九条の要請又は勧告に従わず、必要な措置を講じない場合

2. 第1項に基づき認証取消しとなった場合は、当機構が当該認証サロンに対して付与した認証は、当該取消しの日から効力を失うこととする。
3. 当機構は、第1項に基づき停止及び取消しとなった場合は、その理由を付して当機構の媒体（ホームページ等）を通じて公表する。

(認証書等の返還)

第三十三条 サロン認証の有効期間が満了したサロン、有効期間満了時において認証の更新が認められないサロン、有効期間内に認証の返上、失効、及び取消となったサロンは、当機構からの認証書等の貸与物を速やかに当機構に返還しなければならない。

(異議の申立)

第三十四条 申請事業者及び認証事業者は、当機構による次の（ア）～（カ）の処置に対し異議がある場合には、「審査結果通知書」発行の日から1ヶ月以

内に当機構に設置された「異議申立委員会」に異議申立ができる。

- (ア) 申請審査経過及び結果
- (イ) 事業者審査経過及び結果
- (ウ) サロン審査経過及び結果
- (エ) 臨時調査・審査経過及び結果
- (オ) 認証判定委員会判定結果
- (カ) 認証の失効及び取消

2. 申請事業者及び認証事業者は、第1項により異議申立を行うときは、書面にて同意できない旨を記載し、又その項目と理由を当機構に申し出るものとする。
3. 異議申立委員会は、申請事業者及び認証事業者から第2項の異議申立があった場合は、その申立の内容について審議を行う。
4. 異議申立委員会は、審議の結果、当該異議申立の内容に合理的理由が存在すると判断した場合には、審査委員会及び認証判定委員会に対して当該異議申立内容について再審議を求めるものとする。
5. 異議申立委員会は、審議の結果、当該異議申立の内容に合理的理由が存在しないと判断した場合は、その理由を付して当該事業者に対して異議申立却下の通知をする。
6. 当機構は、当該異議申立に対する当機構の審議の結果が出るまでの期間、当該認証の効力を停止する。

(サロンの登録抹消)

- 第三十五条 当機構は、有効期間満了時サロン認証を更新しないサロン、有効期間内にサロン認証を返上したサロン、及び認証の失効、認証の取消しにより効力を失ったサロンについては、「認証サロン登録リスト」から抹消する。
2. 当機構は、認証サロン登録リストから抹消したサロンについては、理由を付して「サロン認証取消・失効・返上リスト」にて公表する。

第7章 機密保持及び個人情報保護

(機密保持)

- 第三十六条 当機構は、審査業務を行う上で知り得た申請事業者及び認証事業者の運営するサロン及び当該事業者に関する情報の機密を保持し、書面による当該事業者の同意なしに、第三者に開示しない。

但し、次の(ア)～(エ)については、この限りではない。

- (ア) 法令に基づく場合

- (イ) 情報を得る以前に、既に公知であった情報
- (ウ) 当機構とは別の第三者により、正当に開示された情報
- (エ) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令で定める事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合で、かつ本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れのあるとき

(個人情報保護)

第三十七条 当機構は、エステティックサロン認証事業を行う上で申請事業者及び認証事業者並びに当該事業者の運営するサロンから入手した個人情報の利用目的を、審査活動及び認証維持活動に関わる範囲内とし、当機構の「個人情報保護方針」並びに「個人情報保護管理規程」の定めるところに従って、適切にこれを取り扱う。

第8章 費用

(申請費用)

第三十八条 申請事業者は申請に際して、当機構が指定する期日までに、「別紙2」に定める申請費用を一括納入するものとする。

(認証費用)

第三十九条 申請事業者は認証登録に際して、当機構が指定する期日までに、「別紙2」に定める認証費用を一括納入するものとする。

(追加審査費用)

第四十条 追加審査が必要とされた申請事業者及び認証事業者は、当機構が指定する期日までに、「別紙2」に定める追加審査費用を一括納入するものとする。

(更新費用)

第四十一条 認証事業者は更新に際して、当機構が指定する期日までに「別紙2」に定める更新費用を納入するものとする。

(費用の返還)

第四十二条 申請事業者及び認証事業者は、支払った費用について、返還を求めない。

第9章 本規程の改正

(本規程の改正)

第四十三条 当機構は、本規程を改正したときは、申請事業者及び認証事業者に通知するものとする。また、当機構の媒体（ホームページ等）を通じて公表する。

(その他の事項)

第四十四条 本規程に記載されていない疑義が生じた場合については、当機構理事会または認証判定委員会において適宜検討するものとする。

附則

1. 本規程は、2009年4月1日より施行する。
2. 本規程は、2010年8月1日に変更し、同日より施行する。
3. 本規程は、2012年4月1日に変更し、同日より施行する。
4. 本規程は、2012年8月1日に変更し、同日より施行する。
5. 本規程は、2014年4月1日に変更し、2014年10月1日より施行する。
6. 本規程は、2015年4月1日に変更し、同日より施行する。
7. 本規程は、2016年2月1日に変更し、同日より施行する。
8. 本規程は、2018年4月1日に変更し、同日より施行する。
9. 本規定は、2019年10月1日に変更し、同日より施行する。

エステティックサロン認証 審査員要件

エステティックサロン認証 審査員になろうとしている者は、以下に示す要件の全てを満たされなければならない。

- ① サロン運営業務等に3年以上の経験を有していること、または、消費者問題に精通しており実務経験があること。
- ② 当機構によって行われる「エステティックサロン認証 審査員研修」を受けていること。
- ③ 当機構によって行われる審査員勉強会等に定期的に参加できること。

○なお、上記以外にも必要に応じて別途、要件を定める場合がある。

エステティックサロン認証制度 認証費用

(消費税別・1サロンあたりの費用)

	継続型サロン	非継続型サロン
申請費用	¥40,000	¥30,000
認証費用(登録費)	¥50,000	¥30,000
合計金額(3ヶ年分)	¥90,000	¥60,000

更新費用

	継続型サロン	非継続型サロン
更新申請費用	¥40,000	¥30,000
認証費用(登録費)	¥50,000	¥30,000
合計金額(3ヶ年分)	¥90,000	¥60,000

その他費用

認証書再発行費用 ¥10,000
 認証シール発行費用 ¥3,000
 追加審査費用 ¥15,000

附則

第1条 1サロンにおいて複数の屋号により営業している認証サロンは、当機構に申請したすべての屋号名称に基づいて認証書及び認証シールの発行を求めることができる。ただし、認証書及び認証シールを2屋号分以上の発行を求める場合は、「その他費用」に基づき実費費用を支払うものとする。

第2条 当機構が理事会にて指定した団体が推薦する事業者、及び当機構が別途定める規程に基づき当機構に登録した事業者が非継続型のサロンの認証申請を行う場合は、上記の「認証費用」において非継続型サロンの認証費用を半額とする。

美容ライト脱毛実施サロンの申請要件（運用規程第六条 3（エ））

本認証基準「0.3 認証範囲」では「この認証は提供されるエステティックサービスの効果や目的の実現が確実にないため、個々のエステティックサロンの商品・エステティックサービスの質を保証するものではなく」としているが、美容ライト脱毛に関しては、消費者利益の保護の観点から注4で表した「厚生労働省医政局医事課長通知第1（1）」の遵守を極力担保するため、使用機器・施術者等において以下の条件を定めた。

「美容ライト脱毛」^{注1}を実施しているサロンにおいては以下の条件を満たしていること。

- 1) 使用する機器は当機構にて認証された機器であること。^{注2}
- 2) 施術を行う技術者は、当機構が認めた日本エステティック振興協議会（以下、振興協）の「認定美容ライト脱毛エステシヤン」資格、または「認定美容ライト脱毛主任技術者」^{注3}、または医師の資格を所有していること。
- 3) 施術において平成13年11月8日付厚生労働省医政局医事課長通知第1（1）^{注4}に抵触しないこと。また営業及び広告等においても同通知に抵触する表現はしないこと。
- 4) 上記2）に基づく技術者名及びその保有資格を消費者に提示すること。
- 5) その他、当機構が別途作成した誓約書等、第八条（セ）の書類を提出すること。

注1：「美容ライト脱毛」とは、除毛・減毛を目的に皮膚に負担を与えず毛の幹細胞を破壊しない範囲で、エステティックサロンにおいて行われる光脱毛をいう。

注2：但し最初の更新審査時までには別途定める安全基準に適合した機器（振興協が実施する「適合審査」に合格）の使用を義務付ける。

なお2018年3月31日までに、認証を付与されたすべての「美容ライト脱毛」を実施するサロンは1）の要件を満たさなければならない。

注3：但し2020年3月31日までは、当機構が認める一般社団法人日本エステティック振興協議会が実施する「認定美容ライト脱毛技術者講習会」の受講後に行われる「合否試験」の合格者（以下「認定美容ライト脱毛技術者講習会合格者」）及び「認定美容ライト脱毛技術者講習会合格者」の管理指導の下での、同協議会が実施する「美容ライト脱毛安全講習会」の受講後に行われる「合否試験」合格者による施術を認める。なお上記期日までに認証を付与されたすべての「美容ライト脱毛」を実施するサロンは2）の要件を満たさなければならない。

注4：平成13年11月8日付厚生労働省医政局医事課長通知第1（1）

第1 脱毛行為に対する医師法の適用

以下に示す行為は、医師が行うのでなければ保健衛生上危害の生ずるおそれのある行為であり、医師免許を有しない者が業として行えば医師法第17条に違反すること。

- (1) 用いる機器が医療用であるか否かを問わず、レーザー光線又はその他の強力なエネルギーを有する光線を毛根部分に照射し、毛乳頭、皮脂腺開口部等を破壊する行為

本規程第六条第3項（エ）（オ）の対象となる資格及び証明書等

1、本規程第六条第3項（エ）の対象となるエステティック資格等

（ア）当機構が認証した以下の試験制度の合格証明書を保持している者

○エステティシャンセンター試験

○JE0 認証 ソワンエステティック上級試験

○JE0 認証 AEA 認定エステティシャン試験

○JE0 認証 Ajesthe 認定上級エステティシャン試験

注：なおフェイシャル技術のみを提供しているサロンにおいては以下のいずれかの、合格証明または資格証明書を保持している者。

○エステティシャンセンター試験 筆記試験合格証明書

○一般社団法人日本エステティック協会認定フェイシャルエステティシャン

（イ）海外資格で資格証明が提示でき当機構が認める資格を保持している者

（ウ）医師

2、本規程六条第3項（オ）の対象となる衛生管理教育の証明書等

（ア）公益財団法人日本エステティック研究財団が実施または監督する衛生管理に関する講習の修了証（e-ラーニング等も含む）

（イ）看護師、美容師、理容師、あんまマッサージ師、はり師、きゅう師、柔道整復師、理学療法士、作業療法士の国家資格を有する者

以上

本規程第二十七条第9項における更新審査の軽減事項

本規程第二十七条第9項における、更新審査を過去2回受審し認証を継続しているサロンの更新審査の軽減事項は以下のとおりとする。

1、書類審査の軽減

前回審査から変更があった審査書面の審査を行う。但し他の書面に変更がなかったことを誓約する書面の提出が必要となる。

2、現地審査の軽減

サロン審査は実施しない。

以上